

平成24年2月24日  
消費者庁

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件  
(うちガスこんろ(都市ガス用)2件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 3件  
(うち電気ストーブ3件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 11件  
(うち電気ケトル1件、電動車いす(ハンドル型)1件、照明器具(天井埋込式)1件、介護ベッド1件、介護ベッド用手すり2件、電気ストーブ(オイルヒーター)2件、ノートパソコン1件、電気カーペット1件、照明器具(クリップライト)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号A201000837を除く)。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) 燦坤<sup>サンクン</sup>日本電器株式会社が輸入した電気ストーブについて（管理番号A201000837） （経済産業省と同時公表）

#### ① 事故事象について

燦坤日本電器株式会社が輸入した電気ストーブから出火し、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、当該製品の出力切り替え用（ロータリー）スイッチ接続部において、電源電線との間で接触不良が生じたため異常発熱し、出火に至ったものと考えられます。

当該事故を含め、消費生活用製品安全法第35条第1項に基づき報告された重大製品事故は3件です（管理番号A201100714、A201100927）。

また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（「NITE」ナイト）に報告された事故は2件（いずれも非火災）です。これら5件の事故については、人的被害は生じておりません。

#### ② 再発防止策について

同社は 当該製品を含む対象機種 下記③ について 事故の再発防止を図るため、本日、新聞社告を掲載し、また、ホームページへの情報掲載により、使用中止を呼び掛けるとともに、対象製品について製品回収・返金を実施します。

#### ③ 対象製品等：製品名、型式、販売期間、回収対象台数

製品名	型式	販売期間	回収対象台数
電気ストーブ	TSK-5303Q、Y、Lシリーズ	平成15年9月 ～ 平成20年3月	371,593
	FS-800W		
	SHQ-8 SHH-8 SHU-8		

## 対象製品の外観及び確認方法

型式は製品表面に記載



### ④事業者の対応

製品の回収・返金を実施します。

### ⑤事業者の告知

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ・新聞社告         | 平成24年2月24日（金） |
| ・ホームページへの情報掲載 | 平成24年2月24日（金） |
| ・店頭告知         | 現在準備中         |

### ⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

（燦坤日本電器株式会社の問合せ先）

電話番号：0120-600-527

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。但し、2月、3月中は受付。）

ホームページ：<http://www.tsannkuen.jp/>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担 当 : 中嶋、榎本、川<sup>かわ</sup>船

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

(燦坤日本電器株式会社が輸入した電気ストーブについての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当 : 宮下、古田、長沼 電 話 : 03-3501-1707 (直通)

F A X : 03-3501-2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日	備考
A201101014	平成24年2月14日	平成24年2月20日	ガスこんろ(都市ガス用)	不明	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災 死亡2名 軽傷2名	建物の1階部分が焼損し、2名が死亡、2名が負傷する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201101018	平成24年2月14日	平成24年2月21日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-3100F	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災 軽傷2名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が負傷した。当該製品に油の入った鍋を置き、点火したままにしていた可能性を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日	備考
A201000837	平成22年12月21日	平成23年1月14日	電気ストーブ	TSK-5303Q	燐坤日本電器株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品のスイッチを入れ、その場を離れたところ、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺が焼損した。事故原因は、当該製品の出力切り替え用(ロータリー)スイッチ接続部において、電源線との間で接触不良が生じたため異常発熱し、出火に至ったものと考えられる。	福井県	平成23年1月18日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの2月24日からルールを実施(特記事項を参照)
A201100714	平成23年12月5日	平成23年12月16日	電気ストーブ	TSK-5303Q	燐坤日本電器株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。事故原因は、当該製品の出力切り替え用(ロータリー)スイッチ接続部において、電源線との間で接触不良が生じたため異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、現在、原因を調査中。	兵庫県	平成23年12月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの2月24日からルールを実施(特記事項を参照)

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100927	平成24年1月30日	平成24年2月2日	電気ストーブ	TSK-5303Q	燦坤日本電器株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。 事故原因は、当該製品の出力切り替え用 (ロータリー)スイッチ接続部において、電源電 線との間で接触不良が生じたため異常発熱 し、出火に至ったものと推定されるが、現在、 原因を調査中。	石川県	2月7日にガス 機器・石油機 器以外の製品 に関する事故 であって、製品 起因が否かが 特定できてい ない事故として 公表していたも の 2月24日からリ コールを実施 (特記事項を参 照)

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日	備考
A201101011	平成24年1月21日	平成24年2月20日	電気ケトル	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品本体部を電源プレート部に戻す際、落下し、熱湯がこぼれ火傷を負った。使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、2月6日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して、2月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101012	平成24年2月9日	平成24年2月20日	電動車いす(ハンドル型)	死亡1名	使用者(60歳代)が、当該製品で走行中、踏切内で列車にはねられ死亡した。現在、原因を調査中。	香川県	
A201101013	平成24年1月24日	平成24年2月20日	照明器具(天井埋込式)	火災	電気工業者が、当該製品を含む電気設備を修理中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。電気工業者による施工状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	2月10日に公表した蛍光ランプに関する事故(A201100944)と同一 2月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101015	平成24年2月12日	平成24年2月21日	介護ベッド	死亡1名	使用者(80歳代)が、当該製品と介護ベッド用すりの間に首が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。現在、原因を調査中。	和歌山県	介護ベッド用すりに関する事故(A201101016)と同一
A201101016	平成24年2月12日	平成24年2月21日	介護ベッド用すり	死亡1名	使用者(80歳代)が、介護ベッドと当該製品の間に首が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。現在、原因を調査中。	和歌山県	介護ベッドに関する事故(A201101015)と同一
A201101017	平成24年1月25日	平成24年2月21日	電気ストーブ(オイルヒーター)	火災	当該製品を使用中、火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	2月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201101019	平成24年2月10日	平成24年2月21日	ノートパソコン	火災 死亡1名	建物を全焼、1名が死亡する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201101020	平成24年2月7日	平成24年2月21日	電気ストーブ(オイルヒーター)	火災	当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺(バスタオル)を焼損する火災が発生していた。取扱説明書で禁止している、当該製品の上に可燃物(バスタオル)を掛けて使用していた可能性を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201101021	平成24年2月11日	平成24年2月22日	電気カーペット	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、火傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	2月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101022	平成24年1月14日	平成24年2月22日	照明器具(クリップライト)	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	事業者が事故を認識したのは、2月13日 2月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101023	平成24年2月5日	平成24年2月22日	介護ベッド用手すり	重傷1名	使用者(70歳代)の足が当該製品のすき間に入り込んだ。さらに翌日、ベッドから立ち上がる際に転倒した。脚の負傷が確認されたが、当該製品のすき間に足が入り込んだこととの因果関係を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し



電気ストーブ（管理番号：B312111948）！



平成24年2月28日  
消費者庁

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4件  
(うちガス衣類乾燥機(都市ガス用)1件、石油ストーブ(開放式)1件、  
石油こんろ1件、ガス給湯付ふろがま(LPGガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
(うち照明器具1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 16件  
(うち歩行補助車1件、LEDランプ(電球型)1件、靴1件、  
電気温水ボイラ1件、照明器具(センサー付き)1件、エアコン1件、  
ノートパソコン1件、エアコン(室外機)2件、電気洗濯機2件、  
電気ストーブ1件、食器洗い乾燥機(ビルトイン式)1件、自転車1件、  
携帯電話機1件、介護ベッド1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者  
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) 介護ベッドについて（管理番号A201101038）

#### ① 消費者への注意喚起

使用者（70歳代）が、当該製品と床の間に頭部を挟んだ状態で発見され、病院へ搬送された後 死亡する事故が発生しました。使用状況を含め 事故の原因は 現在、調査中ですが、当該製品を含む電動ベッドについて、医療・介護ベッド安全普及協議会から以下のように注意喚起されていますので御使用の方におかれましては、事故の発生を未然に防止するためにも、次の事項について注意してください。


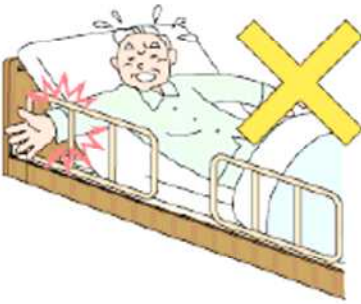


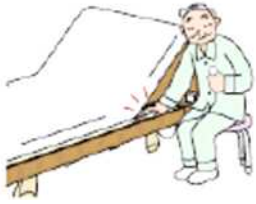

- ・ ベッドの下に入らない
- ・ サイドレールに手や足を入れない
- ・ ベッドの下などにもぐり込まない
- ・ 電動操作中は手や足を入れない
- ・ 指ばさみに注意する
- ・ 足先に注意する
- ・ うつ伏せで背上げをしない
- ・ 誤操作を防止するため電源プラグを抜いておく
- ・ 手元スイッチはベッドの外側に掛けておく
- ・ 取扱説明書を読んでおく
- ・ 製品使用の際に、不具合や不安等がある場合には、製造事業者又は販売事業者等に速やかに御連絡・御相談ください。





医療・介護ベッド安全普及協議会においては介護ベッド等による事故等についての注意喚起の呼び掛けを行っておりますので御覧ください。

（医療・介護ベッド安全普及協議会のホームページ）

URL : <http://www.bed-anzen.org/>

## 電動ベッドご使用時の注意事項

<p>ベッドの下に入らない</p> 	<p>サイドレールに手や足を入れない</p> 
<p>ベッドの下などにもぐり込まないで下さい</p>  <p>●ベッドの下にもぐり込んだり、ベッド内に身体の一部(頭や腕)などを入れないでください。ベッドの可動部分(ボトムなど)とフレームやベッドサイドレールとの間に頭・腕や足をはさんでケガをするおそれがあります。ベッドポジション操作時は、ベッドの下やうしろに障害物がないことを確認のうえ、操作してください。</p>	<p>電動操作中は手や足を入れないで下さい</p>  <p>●電動操作中は、ベッドフレーム、背ボトムなどの下に手や足を入れないでください。下がってきたベッドフレーム、背ボトムなどで手や足をはさんでケガをするおそれがあります。</p>
<p>指ばさみ注意</p>  <p>●背ボトムや足ボトムを下げるときには、ボトムの下に手や指を絶対に入れないでください。ボトムとオプション受けなどの間にはさまれてケガをするおそれがあります。</p>	<p>足先に注意</p>  <p>●ベースフレームの上に足をかけたり、足先をベースフレームの下につっこんだりしないでください。はさまれてケガをするおそれがあります。</p>

<p>うつ伏せで背上げしないで下さい</p>	<p>誤操作を防止するためプラグを抜いて下さい</p>
 <ul style="list-style-type: none"> <li>●うつ伏せに寝た状態での背上げは関節を逆に曲げることになり、けがをするおそれがあります。絶対に行わないでください。</li> <li>●頭側、足側が反対の状態でご寝ないでください。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>●幼児や操作が理解できないと思われる方（認知症の方など）が一人で手元スイッチに触れる可能性がある場合（介護をする方の外出時など）には、電源プラグをその都度抜いてください。誤操作によりけがをするおそれがあります。</li> </ul>
<p>手元スイッチはここに付けて</p>	<p>取扱説明書を読みましょう</p>
 <ul style="list-style-type: none"> <li>●手元スイッチを上図の位置にかけないと、無意識にスイッチに触れて誤操作する恐れがあります。</li> <li>●手元スイッチは上図の位置にかけましょう。お使いになる方の理解度が低下している場合は、手元スイッチを手の届かないところにおきましょう。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>●正しい使用方法を知らないと、思わぬけがをする恐れがあります。</li> <li>●介護を受ける方はもとより家族等も取扱説明書を読みましょう。</li> <li>●症状によっては、ベッド操作（背上げ・膝上げ・昇降）をすることが症状に適さない場合があります。使用に際し不安のある方、治療中の方は、医師に相談の上ご使用しましょう。</li> </ul>

※当協議会発行の『電動介護ベッドハンドブック』より抜粋

電動ベッドをより安全にご使用いただくために以下もご確認下さい。



<http://www.bed-anzen.org/use/anzen.html>



<http://www.bed-anzen.org/use/anzen.html>

(本発表資料の問合せ先)  
消費者庁消費者安全課  
(製品事故情報担当)

担 当 : 中嶋、榎本、川<sup>かわ</sup>船<sup>ふね</sup>  
電 話 : 03-3507-9204 (直通)  
F A X : 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日	被害発生日	備考
A201101040	平成24年1月27日	平成24年2月24日	ガス衣類乾燥機 (都市ガス用)	RDT-51S	リンナイ株式会社	火災	病院内で当該製品を使用中、当該製品及び内部の可燃物(タオル)を焼損する火災が発生した。当該製品内の可燃物に残留した油脂成分が発火した可能性を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済	
A201101041	平成24年2月10日	平成24年2月24日	石油ストーブ(開放式)	RX-298W	株式会社コロナ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品給油時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岩手県	2月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済	
A201101042	平成24年2月9日	平成24年2月24日	石油こんろ	KT-10	株式会社コロナ	火災	建物が1棟全焼、2棟が類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	2月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済	
A201101043	平成24年2月14日	平成24年2月24日	ガス給湯付ふろがま(LPガス用)	GJ-C16T1	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品の電源が入らないため、確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。2日前に修理業者が当該製品を修理した際、都市ガス用の部品を取り付けたことが要因となった可能性を含め、現在、原因を調査中。	福岡県		

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日	被害発生日	備考
A201101031	平成24年2月12日	平成24年2月23日	照明器具	HA8678T EPH	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品の点灯操作を繰り返したところ、異音とともに火花が生じ、当該製品の内部部品の一部を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	群馬県		

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日	備考
A201101024	平成23年11月14日	平成24年2月23日	歩行補助車	重傷1名	当該製品に着座する際、当該製品のフレームが折れ、転倒し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が事故を認識したのは、2月13日
A201101025	平成24年1月9日	平成24年2月23日	LEDランプ(電球型)	重傷1名	壁面に取付けられた照明器具から当該製品が落下し、体に当たり負傷した。当該製品の照明器具への取付状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、2月17日 2月21日に公表した。照明器具に関する事故(A201101010)と同じ
A201101026	平成23年8月19日	平成24年2月23日	靴	重傷1名	雨天時に当該製品を履いて歩行中、建物出入口の傾斜部で滑り、足を負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、2月14日
A201101027	平成24年2月6日	平成24年2月23日	電気温水ボイラ	火災	発煙及び異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品が空焚きとなった状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101028	平成24年2月16日	平成24年2月23日	照明器具(センサー付き)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	
A201101029	平成24年2月7日	平成24年2月23日	エアコン	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201101030	平成24年2月13日	平成24年2月23日	ノートパソコン	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201101032	平成24年2月15日	平成24年2月23日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	電気洗濯機に関する事故(A201101039)と同じ
A201101033	平成24年2月3日	平成24年2月23日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	



### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A201101034	平成24年2月9日	平成24年2月23日	電気ストーブ	火災 軽傷1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。使用中の当該製品が倒れていた状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101035	平成24年2月12日	平成24年2月24日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品を焼損し周辺を汚損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	2月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101036	平成24年2月9日	平成24年2月24日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪が外れ転倒し、負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201101037	平成24年2月11日	平成24年2月24日	携帯電話機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A201101038	平成24年2月14日	平成24年2月24日	介護ベッド	死亡1名	使用者(70歳代)が、当該製品と床の間に頭部を挟んだ状態で発見され、病院へ搬送された後、死亡した。使用状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	(特記事項を参照)
A201101039	平成24年2月15日	平成24年2月24日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	エアコン(室外機)に関する事故 (A201101032)と同
A201101044	平成24年2月14日	平成24年2月24日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	高知県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件  
該当案件無し

照明器具（管理番号：B312212142）！

！



！